

「徳島県気候変動適応戦略(仮称)」の策定について

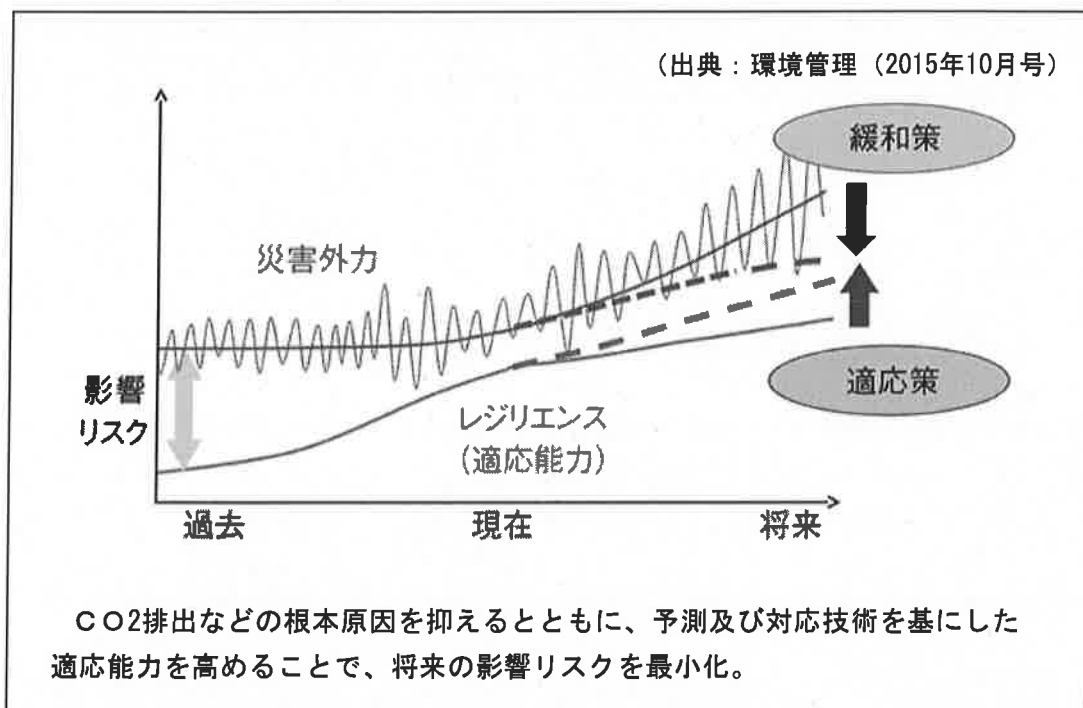
1 目的

IPCC(気候変動に関する政府間パネル)の第5次評価報告書によると、今世紀末までに世界の平均気温は最大4.8度上昇するとの将来予測が示され、国内においても猛暑日や集中豪雨の増加等、気候変動の影響と考えられる現象が現れている。

「徳島県地球温暖化対策推進計画(平成23年8月策定)」においては、自然生態系をはじめ3分野での取組みを位置づけているところであるが、今後、これまで以上に県民生活に関する幅広い分野での影響が懸念されることから、そのリスクをできる限り低減するため、本県における適応策を取りまとめた「気候変動適応戦略(仮称)」を策定することとする。

(気候変動に対する2つの対策の役割)

人間社会と環境が適応できる範囲に温暖化、気候変動を抑制すること



2 戦略の方向性

(1) 地域特性に応じたリスクの低減

気候変動の影響は、地勢、産業、人口構成等により異なることから、本県の地域特性を踏まえた影響の把握や対策を検討し、リスクの低減を図るものとする。

(2) 影響のプラス面の効果的な活用

気候変動によるプラス面での影響にも着目し、新たなブランドの創出や地域資源の発掘など、影響の効果的な活用を促進するものとする。

3 戦略の期間

長期的な展望を意識し、策定後5年程度を想定。

4 対象分野（予定）

次の分野について、部局横断的に取りまとめることとする。

- ・ 県土保全
- ・ 自然生態系
- ・ 水環境・水資源
- ・ 健康
- ・ 農林水産(食料)
- ・ その他

5 スケジュール

<平成27年度>

10月	知事から環境審議会へ諮問(21日) 環境対策推進本部(庁内)の開催(29日)
12月 2月	環境審議会、気候変動部会の開催(22日)、「骨子案」の取りまとめ 気候変動部会の開催、「中間報告案」の取りまとめ

<平成28年度>

6月	気候変動部会の開催、「適応戦略素案」の取りまとめ
7月	パブリックコメント、フォーラム開催
9月	気候変動部会の開催、「適応戦略答申案」の取りまとめ
10月	「適応戦略」の答申、策定

「徳島県気候変動適応戦略（仮称）」に係る 審議の進め方について（案）

1 趣 旨

「徳島県気候変動適応戦略（仮称）」（以下、「適応戦略という。」）については、対象分野が多岐にわたり複数の部会にまたがることから、今後、より効果的かつ専門的な審議を行うため、徳島県環境審議会設置条例（以下、「設置条例」という。）第5条の規定に基づき、環境審議会に「気候変動部会」を置くこととする。

2 構 成

- ・ 「気候変動部会」の所掌事務は、「気候変動対策に係る重要事項」とする。
- ・ 「気候変動部会」に属する委員は、設置条例第5条第2項に基づき、環境審議会会長が指名する。
- ・ 適応戦略の審議に関しては、気候変動に係る専門の事項について調査審議を行うため、「専門委員」が参加する。



徳島県環境審議会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、徳島県環境審議会設置条例（平成6年徳島県条例第28号。以下「条例」という。）第5条第1項及び第6項並びに第7条の規定に基づき、徳島県環境審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第2条 会長は、審議会を招集しようとするときは、あらかじめ期日、場所及び議案を委員及び議案に係りのある専門委員に通知するものとする。

(議事)

第3条 会長は議長として、審議会の議事を整理する。

(委員の代理)

第4条 条例第2条第2項第2号又は第3号に該当する委員が、やむを得ない事由により審議会に出席することができないときは、会長の承認を得て、代理人を出席させることができる。

2 前項の代理人は、議決権を有するものとする。

(部会)

第5条 審議会に、環境政策部会、気候変動部会、生活環境部会、自然環境部会、鳥獣部会及び温泉部会を置く。

2 部会の所掌事務は、次の表のとおりとする。

部 会 名	所 掌 事 務
環境政策部会	<u>環境政策に係る重要事項（他の部会の所掌に属するものを除く。）</u>
<u>気候変動部会</u>	<u>気候変動対策に係る重要事項</u>
生活環境部会	大気汚染防止に係る重要事項 水質汚濁防止に係る重要事項 農用地の土壌の汚染防止に係る重要事項 その他公害に関する重要事項 廃棄物の処理に係る重要事項
自然環境部会	自然環境の保全に関する重要事項
鳥獣部会	鳥獣保護及び狩猟に関する法律に関する事項
温泉部会	温泉法に関する事項

(諮問の付議等)

第6条 会長は、知事の諮問を受けた場合は、当該諮問を前条第2項に定めるところにより、適当な部会に付議することができる。

- 2 部会長は、前項の規定によるもののほか、必要があると認めるときは、会長の承認を得て、部会を開くことができる。

(部会の会議)

第7条 部会の会議、部会長が招集する。

- 2 第2条から第4条までの規定は、部会に準用する。この場合において、これらの規定中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。
- 3 部会の会議は、部会に属する委員の総数の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(部会の決議)

第8条 部会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

- 2 部会の決議は、会長の同意を得て審議会の決議とすることができる。

(会議録)

第9条 審議会及び部会の議事については、会議録を調製し、会議の概要を記載しておくなければならない。

(関係者の意見等)

第10条 審議会は、審議を行うため必要があると認めるときは、県の職員に対し、意見若しくは説明又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第11条 審議会、環境政策部会、気候変動部会及び自然環境部会の庶務は県民環境部環境首都課、生活環境部会の庶務は同部環境管理課、鳥獣部会の庶務は危機管理部県民くらし安全局生活安全課、温泉部会の庶務は保健福祉部薬務課において処理する。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、審議会又は部会の運営に関し必要な事項は、会長又は部会長が定める。

附 則

この規程は、平成6年9月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年9月14日から施行する。

附 則

この規定は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成27年5月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成27年12月16日から施行する。

新旧対照表（徳島県環境審議会運営規程）

新	旧														
<p>(部会)</p> <p>第5条 審議会に、環境政策部会、<u>気候変動部会</u>、生活環境部会、自然環境部会、鳥獣部会及び温泉部会を置く。</p> <p>2 部会の所掌事務は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="167 638 778 1214"> <thead> <tr> <th>部会名</th> <th>所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>環境政策部会</td> <td><u>環境政策に係る重要事項</u> (他の部会の所掌に属するものを除く。)</td> </tr> <tr> <td><u>気候変動部会</u></td> <td><u>気候変動対策に係る重要事項</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(以下略)</td> </tr> </tbody> </table>	部会名	所掌事務	環境政策部会	<u>環境政策に係る重要事項</u> (他の部会の所掌に属するものを除く。)	<u>気候変動部会</u>	<u>気候変動対策に係る重要事項</u>	(以下略)		<p>(部会)</p> <p>第5条 審議会に、環境政策部会、生活環境部会、自然環境部会、鳥獣部会及び温泉部会を置く。</p> <p>2 部会の所掌事務は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="813 638 1428 1070"> <thead> <tr> <th>部会名</th> <th>所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>環境政策部会</td> <td><u>地球温暖化対策に係る重要事項</u> その他環境の保全に係る重要事項 (他の部会の所掌に属するものを除く。)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(以下略)</td> </tr> </tbody> </table>	部会名	所掌事務	環境政策部会	<u>地球温暖化対策に係る重要事項</u> その他環境の保全に係る重要事項 (他の部会の所掌に属するものを除く。)	(以下略)	
部会名	所掌事務														
環境政策部会	<u>環境政策に係る重要事項</u> (他の部会の所掌に属するものを除く。)														
<u>気候変動部会</u>	<u>気候変動対策に係る重要事項</u>														
(以下略)															
部会名	所掌事務														
環境政策部会	<u>地球温暖化対策に係る重要事項</u> その他環境の保全に係る重要事項 (他の部会の所掌に属するものを除く。)														
(以下略)															
<p>(庶務)</p> <p>第11条 審議会、環境政策部会、<u>気候変動部会</u>及び自然環境部会の庶務は県民環境部環境首都課、生活環境部会の庶務は同部環境管理課、鳥獣部会の庶務は危機管理部県民くらし安全局生活安全課、温泉部会の庶務は保健福祉部薬務課において処理する。</p>	<p>(庶務)</p> <p>第11条 審議会、環境政策部会及び自然環境部会の庶務は県民環境部環境首都課、生活環境部会の庶務は同部環境管理課、鳥獣部会の庶務は危機管理部県民くらし安全局生活安全課、温泉部会の庶務は保健福祉部薬務課において処理する。</p>														

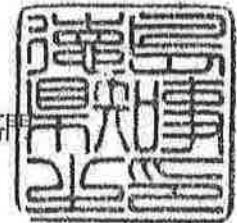


環首第300号

平成27年10月21日

徳島県環境審議会会長 近藤 光男 殿

徳島県知事 飯泉 嘉伸



徳島県気候変動適応戦略（仮称）について（諮問）

徳島県気候変動適応戦略（仮称）を策定するに当たり、貴審議会の意見を求めます。

（諮問理由）

「IPCC」（気候変動に関する政府間パネル）の第5次評価報告書によると、今世紀末までに、世界の平均気温は最大4.8度上昇するとの将来予測が示されており、国内でも、猛暑日や集中豪雨の増加など、気候変動の影響と考えられる現象が既に現れています。

今後、これまで以上に県民生活に関する幅広い分野での影響が懸念されることから、そのリスクをできる限り低減するため、本県における適応策を取りまとめた気候変動適応戦略を策定することとしました。

そこで、徳島県気候変動適応戦略（仮称）の策定に当たり、貴審議会の意見を求めます。

(5) 賢い対応 (適応)

【取組みの方向】

「気候変動に関する政府間パネル (IPCC) 第4次評価報告書」によると、地球温暖化の影響は、世界各地で急速に現れつつあり、今後数十年間はその影響を回避することはできないとされており、自然環境や人間社会への影響をある程度予想し、できるかぎり被害が少なくなるように賢明に対応することが重要です。

このため、既に取組んでいる豪雨の頻発や大型台風の発生などへの防災対策はもとより、今後、猛暑や暖冬などに対する、農産物の生産や家畜の飼育など農林水産分野での対策、熱中症や感染症など健康分野での対策、名古屋で開催されたCOP10 (生物多様性締約国会議) を契機とした生物多様性の保全など自然生態系分野での対策など、新たな分野での対策について、調査・研究・実践へと取組みを進めます。

【施 策】

■ 自然生態系分野

○ 生物多様性の確保と適切な保全施策

人為的な開発行為や地球温暖化などにより減少する生物種の減少を食い止め、生態系の維持や生物資源の確保を図ります。

また、徳島県において絶滅が危惧される希少野生生物に対して「徳島県希少野生生物の保護及び継承に関する条例」に基づき、保護すべき希少野生生物や保護区域を指定し、県民や保護団体と協働してその保全を図っていきます。

(具体例)

【主要なもの】

- 徳島県版レッドリスト (絶滅のおそれのある野生生物の一覧表) の改訂
- 身近ないきものの実態を知るための生息調査を実施
- ピオトープ・ネットワークの構築支援
- 人や生態系に影響を与える特定外来生物等の分布調査と防除方針の策定
- 指定希少野生生物に協力可能な知識・技術を有するボランティアの育成
- 各種保護・保全地域 (県立自然公園特別保護地区、風致地区、自然環境保全地域、森林生態系保護地域、特別緑地保全地区等) の設置、見直し
- ニホンジカ食用資源としての活用によるシカ捕獲数の維持
- 高山域での希少野生生物群に対する防護柵等での保護

【その他】

- 河畔林の整備や湿地の保全による生物の移動空間の確保
- 多自然川づくりの推進等による生物の生息場所の確保
- 動植物の生息・生育・繁殖環境の保全・再生 (水生生物)
- 沿岸海岸線での郷土種による緑地整備、ネットワーク化
- 砂浜の保全、再生

○ 森林における病害虫の被害対策、森林保全対策等

本県の森林における地球温暖化の影響に関する情報収集を行い、定量的な影響評価を実施するとともに、気温上昇による病害虫等による被害の拡大の防止に向け、徹底的な防除や植樹転換等の被害対策の推進を図ります。

(具体例)

- 地域森林計画編成のための調査
- 国による森林資源モニタリング調査結果の活用
- 松くい虫発生予測調査

■ 食料分野（農林水産分野）

○ 農業生産分野における影響の把握等と適応策の普及・指導

農業及び水産業生産分野における温暖化影響の定期的な把握・調査を行うとともに、研究開発により得られた新たな適応策も含め、生産現場における被害状況等を踏まえた適応策の普及・指導を行います。

○ 高温障害等の回避等

地球温暖化への適応策について、研究開発等を推進するとともに、地球温暖化の進行によって生ずる高温障害等を回避するための栽培法や施設の導入を図ります。

また、従来の品種、技術で対応困難と予想される場合には、遺伝資源の効果的な収集・保存・提供機能を強化するとともに、食料の安定供給に資する品種の育成・改良を促進します。

(具体例)

- 高温耐性品種等の育成
- 家畜への暑熱対策

■ 健康分野

○ 熱中症や感染症の予防に向けた取組み

地球温暖化による私たちの健康への影響を未然に防止するため、とくしま健康づくりネットを利用するなど、情報提供に努めます。

また、熱中症や感染症についての基礎知識、対処法や予防のための対策などの出前講座を実施するなど、周知・啓発に努めます。

(具体例)

【熱中症】

- 熱中症防止の情報提供

【感染症】

- 感染症に係るサーベイランス（温暖化による疾病構造の変化の探知）と情報提供
- 継続的な媒介動物の各地域における調査

気候変動の影響への適応計画について

(気候変動の影響への適応を計画的かつ総合的に進めるため、政府として初の適応計画を策定するもの)

- IPCC第5次評価報告書によれば、温室効果ガスの削減を進めても世界の平均気温が上昇すると予測
- 気候変動の影響に対処するためには、「適応」を進めることが必要
- 平成27年3月に中央環境審議会が気候変動影響評価報告書を取りまとめ(意見具申)
- 我が国の気候変動【現状】
年平均気温は100年あたり1.14℃上昇、日降水量100mm以上の日数が増加傾向
【将来予測】
：平均1.1℃(0.5～1.7℃)上昇
：平均4.4℃(3.4～5.4℃)上昇 ※20世紀末と21世紀末を比較

<基本的考え方(第1部)>

- 目指すべき社会の姿
- 気候変動の影響への適応策の推進により、当該影響による国民の生命、財産及び生活、経済、自然環境等への被害を最小化あるいは回避し、迅速に回復できる、安全・安心で持続可能な社会の構築
- 基本戦略
- (1) 政府施策への適応の組み込み
- (2) 科学的知見の充実
- (3) 気候リスク情報等の共有と提供を通じ理解と協力の促進
- 対象期間
- 21世紀末までの長期的な展望を意識しつつ、今後おおむね10年間における基本的方向を示す。
- 基本的な進め方
- 観測・監視や予測を行い、気候変動影響評価を実施し、その結果を踏まえ適応策の検討・実施を行い、進捗状況を把握し、必要に応じ見直す。このサイクルを繰り返し行う。
- おおむね5年程度を目途に気候変動影響評価を実施し、必要に応じて計画の見直しを行う。

<分野別施策(第2部)>

- 農業、森林・林業、水産業
- 影響：高温による一等米比率の低下や、りんご等の着色不良等
- 適応策：水稻の高温耐性品種の開発・普及、果樹の優良着色系品種等への転換等
- 水環境・水資源
- 影響：水温、水質の変化、無降水日数の増加や積雪量の減少による渇水の増加等
- 適応策：湖沼への流入負荷量低減対策の推進、渇水対応タイムラインの作成の促進等
- 自然生態系
- 影響：気温上昇や融雪時期の早期化等による植生分布の変化、野生鳥獣分布拡大等
- 適応策：モニタリングによる生態系と種の变化の把握、気候変動への順応性の高い健全な生態系の保全と回復等

■ 自然災害・沿岸域

- 影響：大雨や台風増加による水害、土砂災害、高潮災害の頻発化・激甚化等
- 適応策：施設の着実な整備、設備の維持管理・更新、災害リスクを考慮したまちづくりの推進、ハザードマップや避難行動計画策定の推進等
- 健康
- 影響：熱中症増加、感染症媒介動物分布可能域の拡大等
- 適応策：予防・対処法の普及啓発等
- 産業・経済活動
- 影響：企業の生産活動、レジャーへの影響、保険損害増加等
- 適応策：官民連携による事業者における取組促進、適応技術の開発促進等
- 国民生活・都市生活
- 影響：インフラ・ライフラインへの被害等
- 適応策：物流、鉄道、港湾、空港、道路、水道インフラ、廃棄物処理施設、交通安全施設における防災機能の強化等

<基盤的・国際的施策(第3部)>

- 観測・監視、調査・研究
- 地上観測、船舶、航空機、衛星等の観測体制充実
- モデル技術やシミュレーション技術の高度化等
- 気候リスク情報等の共有と提供
- 気候変動適応情報にかかるプラットフォームの検討等
- 地域での適応の推進
- 地方公共団体における気候変動影響評価や適応計画策定を支援するモデル事業実施、得られた成果の他の地方公共団体への展開等
- 国際的施策
- 開発途上国への支援(気候変動影響評価や適応計画策定への協力等)
- アジア太平洋適応ネットワーク(APAN)等の国際ネットワークを通じた人材育成等への貢献等